

# 本県の特定非営利活動法人 の状況等について

平成26年5月29日(木)

滋賀県総合政策部県民活動生活課

# 本日の説明内容

1. 本県の特特定非営利活動法人の状況について
2. 信頼性向上のための取組について
  - ・ 認定、仮認定、条例個別指定制度について
  - ・ 情報開示の充実について
  - ・ 事業報告書等が未提出の法人に対する督促および設立認証の取消しについて
3. 認定・仮認定・条例個別指定申請にかかる窓口相談の実施について

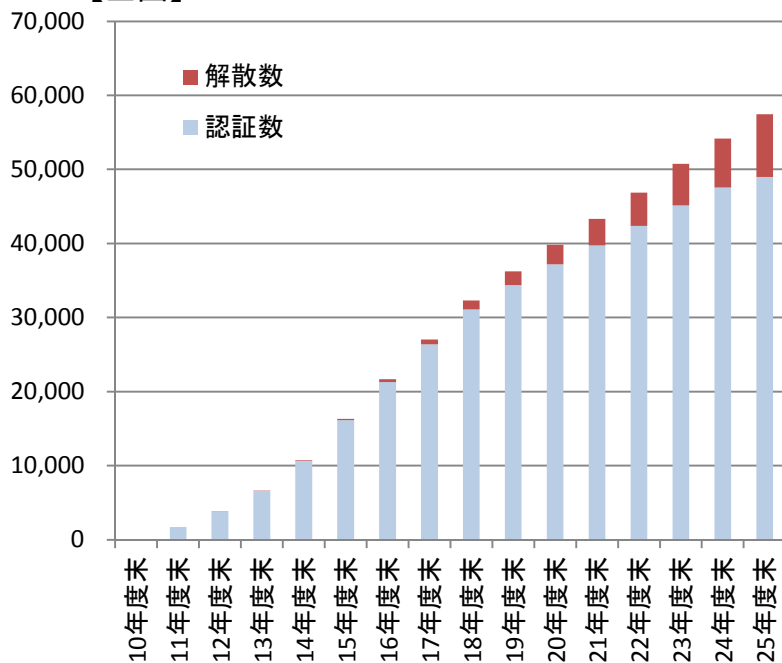
# 1. 本県の特 定非営利活動法人の 状況について

# 特定非営利活動法人の認証数および解散数の推移

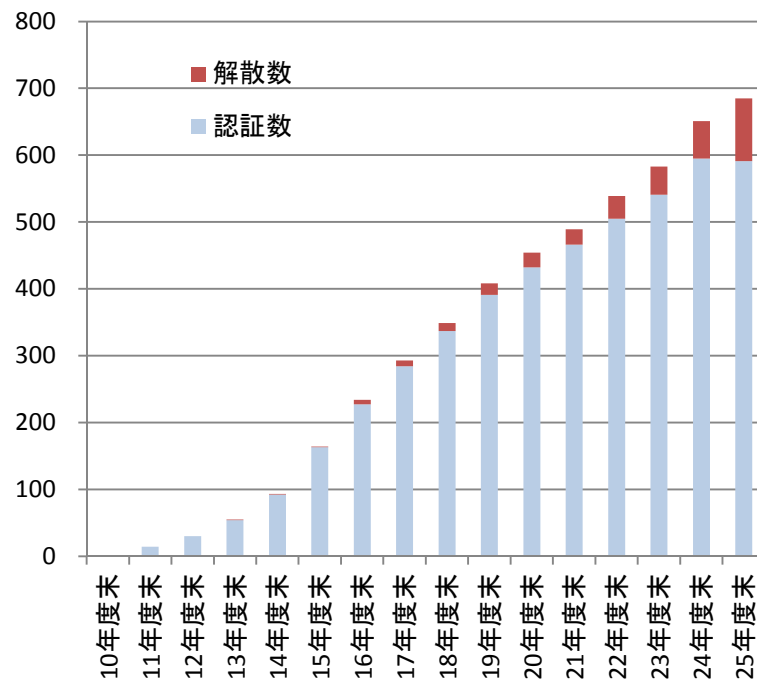
○特定非営利活動法人の認証数は緩やかに増加しているが、近年、解散数も増加している。

## 特定非営利活動法人数の推移

【全国】



【滋賀県】

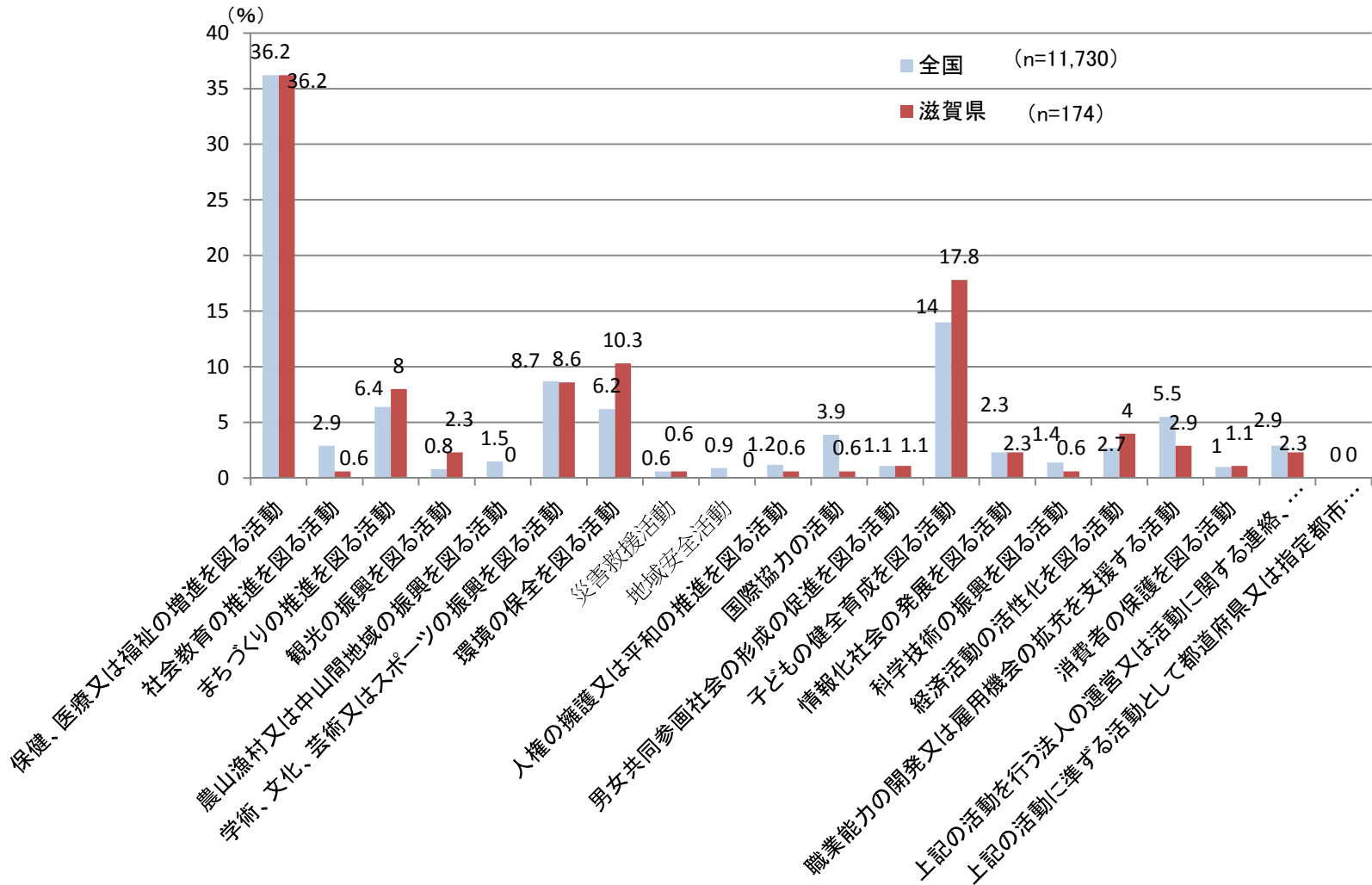


全国数値※( )内は、滋賀県の数値

	平成11年度末	平成12年度末	平成13年度末	平成14年度末	平成15年度末	平成16年度末	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末
認証法人数	1,724 (14)	3,800 (30)	6,596 (54)	10,664 (92)	16,160 (163)	21,280 (227)	26,394 (284)	31,115 (337)	34,369 (391)	37,192 (432)	39,732 (466)	42,386 (505)	45,140 (541)	47,542 (595)	48,992 (591)
解散法人数	0 (0)	7 (0)	30 (1)	80 (1)	174 (1)	382 (7)	659 (9)	1,203 (12)	1,889 (17)	2,637 (22)	3,595 (23)	4,498 (34)	5,634 (42)	6,637 (56)	8,452 (94)

# 特定非営利活動法人の主な活動分野

○主な活動分野については、「保健、医療又は福祉の増進」(36.2%)が最も高く、「環境の保全」(10.3%)および「子どもの健全育成」(17.8%)は全国と比べて高くなっている。



# 特定非営利活動法人の職員数

○職員数(中央値)は6人、有給職員数(中央値)2人、常勤有給職員数(中央値)は0人となっている。また、全国(数値)で、常勤有給職員が0人の法人が40%となっている。

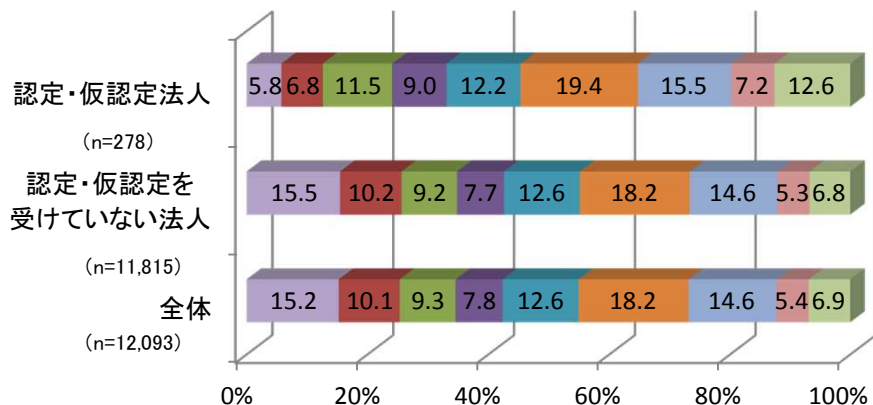
## 職員数・有給職員数・常勤有給職員数

	職員数					有給職員数					常勤有給職員数				
	回答法人数	中央値(人)	平均値(人)	最小値(人)	最大値(人)	回答法人数	中央値(人)	平均値(人)	最小値(人)	最大値(人)	回答法人数	中央値(人)	平均値(人)	最小値(人)	最大値(人)
全国	12,093	5	10.4	0	696	10,637	3	9.1	0	548	9,596	1	4.2	0	504
滋賀県	181	6	10.7	0	107	159	2	9.8	0	107	140	0	4.1	0	40

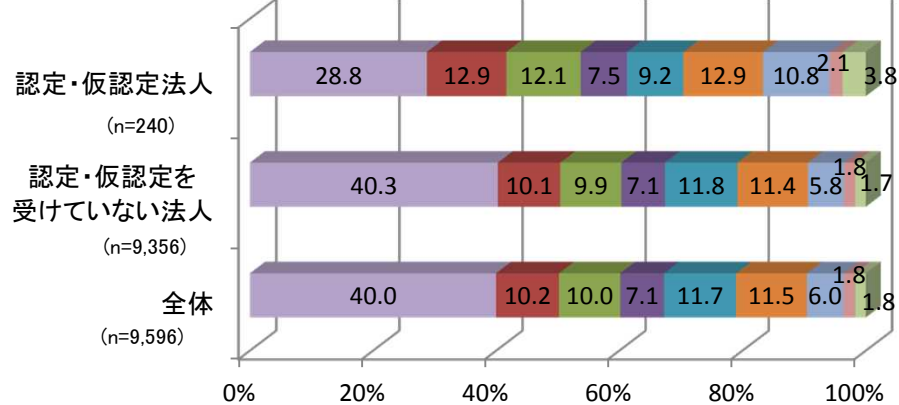
(注)「常勤」: 週28時間(7時間×4日)以上勤務している者

### 【全国】

#### 職員数



#### 常勤有給職員数



■ 0人   
 ■ 1人   
 ■ 2人   
 ■ 3人   
 ■ 4~5人  
■ 6~10人   
 ■ 11~20人   
 ■ 21~30人   
 ■ 31人以上

出典: 内閣府「特定非営利活動法人に関する実態調査」(平成25年度)

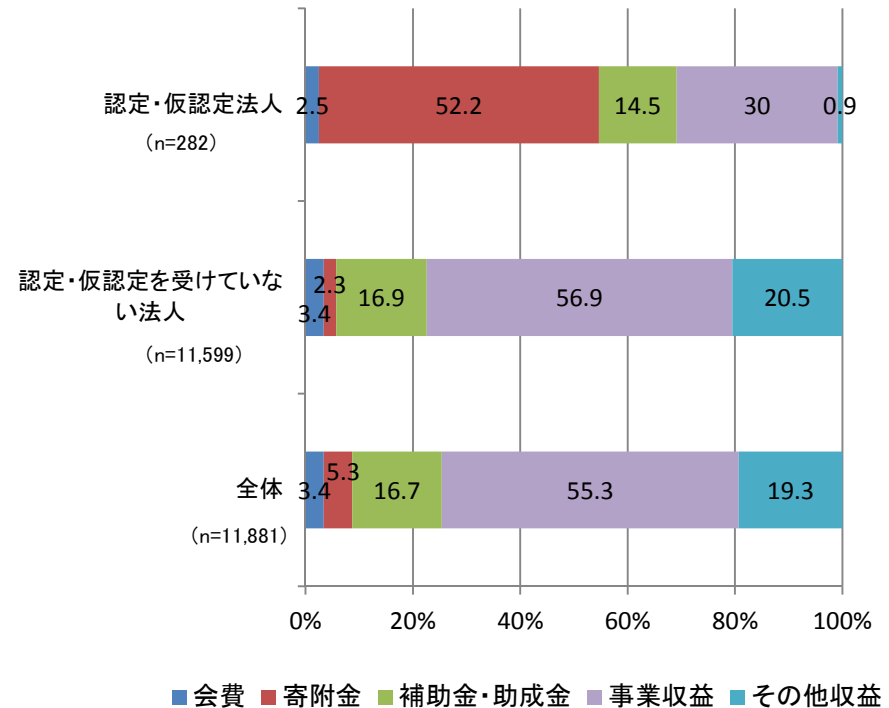
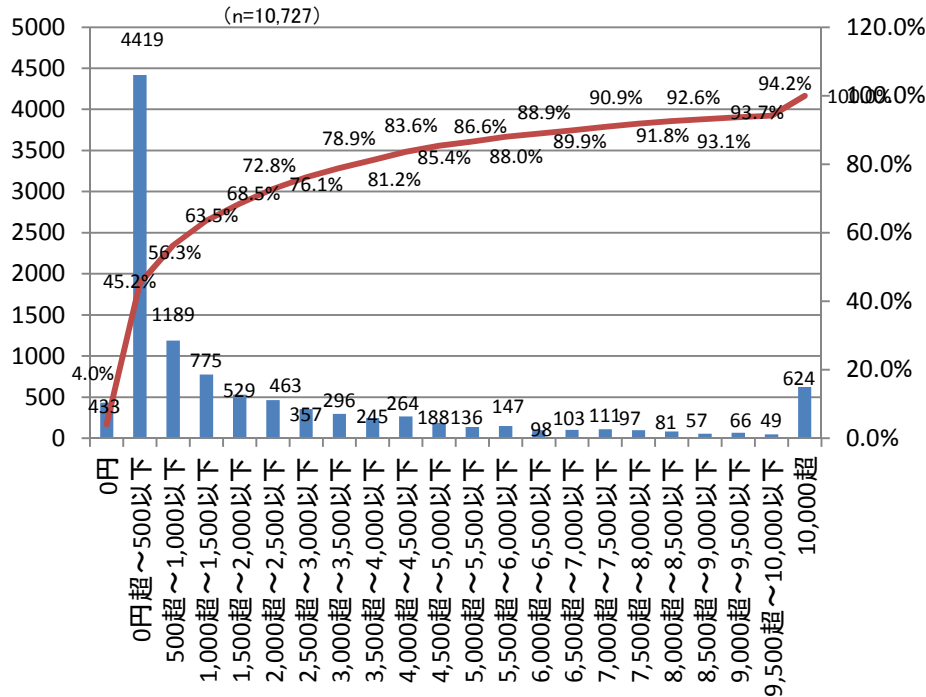
# 特定非営利活動法人の財政状況

○全国数値で総収入金額が500万円以下の法人が45.2%となっている。また、総収入金額の内訳(全国数値)では、認定・仮認定法人における寄附金が52.2%となっている。

## 特定非営利活動に係る事業(総収入・総支出)

	回答法人数	総収入金額				総支出金額				収支差額
		(千円) 中央値	(千円) 平均値	(千円) 最小値	(千円) 最大値	(千円) 中央値	(千円) 平均値	(千円) 最小値	(千円) 最大値	(千円) 平均値
全国	10,727	6,890	36,912	0	97,920,093	6,430	35,269	0	97,919,089	1,643
滋賀県	156	8,299	24,366	0	281,013	7,948	22,147	0	235,520	2,220

### 【全国】



# 特定非営利活動法人の寄附の受入状況①

## ○ 個人寄附

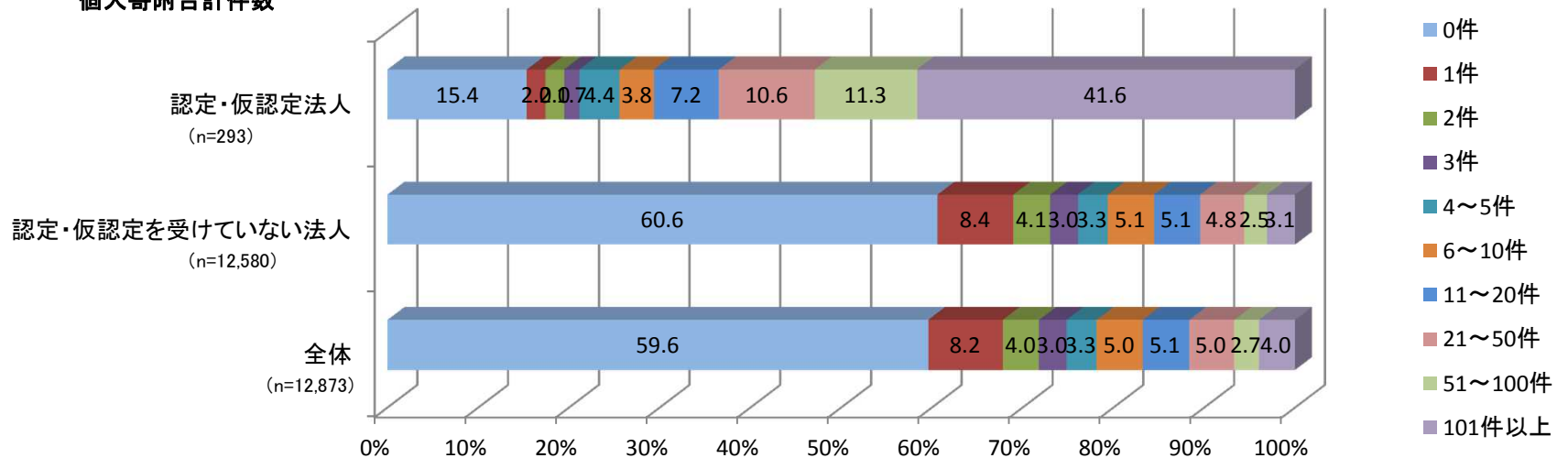
	回答法人数	中央値 (千円)	平均値 (千円)	最小値 (千円)	最大値 (千円)	うち震災関連				
						回答法人数	中央値 (千円)	平均値 (千円)	最小値 (千円)	最大値 (千円)
全国	12,411	0	1,143.60	0	4,187,854	3,563	0	76	0	39,455
滋賀県	180	0	245	0	9,000	55	0	70	0	3,349

## 【全国】

### 個人寄附

	回答法人数	件数				金額(単位:万円)			
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値
全体	12,411	0	60	0	206,855	0	114	0	418,785
認定・仮認定を受けていない法人	12,124	0	28	0	100,000	0	34	0	51,630
認定・仮認定法人	287	60	1,448	0	206,855	76	3,518	0	418,785

### 個人寄附合計件数





# 特定非営利活動法人の寄附の受入状況②

## ○ 法人寄附

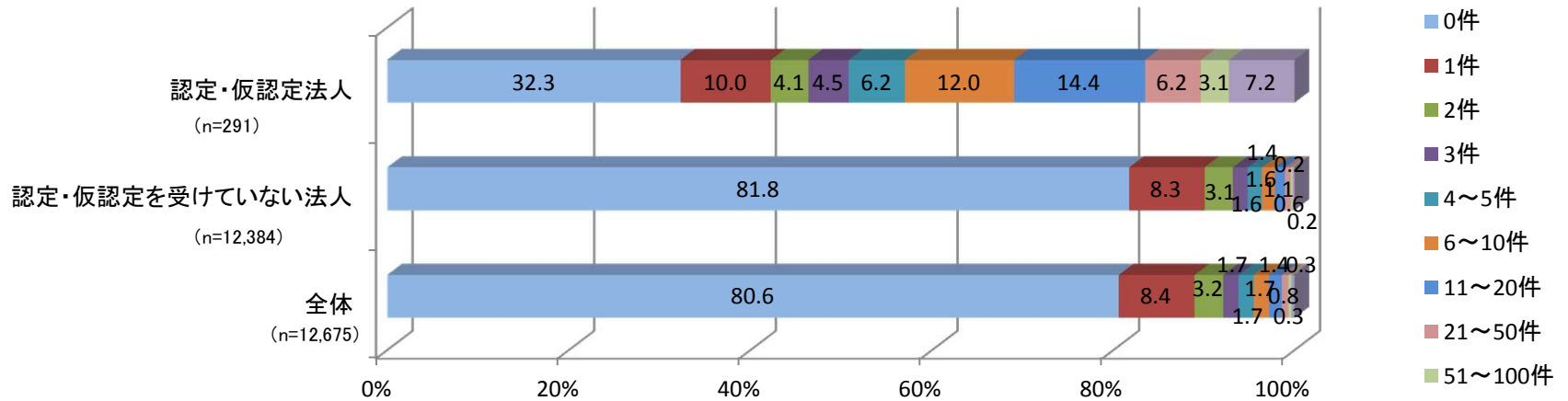
	回答法人数	中央値 (千円)	平均値 (千円)	最小値 (千円)	最大値 (千円)	うち震災関連				
						回答法人数	中央値 (千円)	平均値 (千円)	最小値 (千円)	最大値 (千円)
全国	12,127	0	516.50	0	478,790	3,145	0	232	0	229,427
滋賀県	177	0	454	0	41,000	45	0	2	0	85

## 【全国】

### 法人寄附

	回答法人数	件数				金額(単位:万円)			
		中央値	平均値	最小値	最大値	中央値	平均値	最小値	最大値
全体	12,127	0	3	0	10,038	0	52	0	47,879
認定・仮認定を受けていない法人	11,847	0	1	0	366	0	34	0	40,550
認定・仮認定法人	280	3	62	0	10,038	20	784	0	47,879

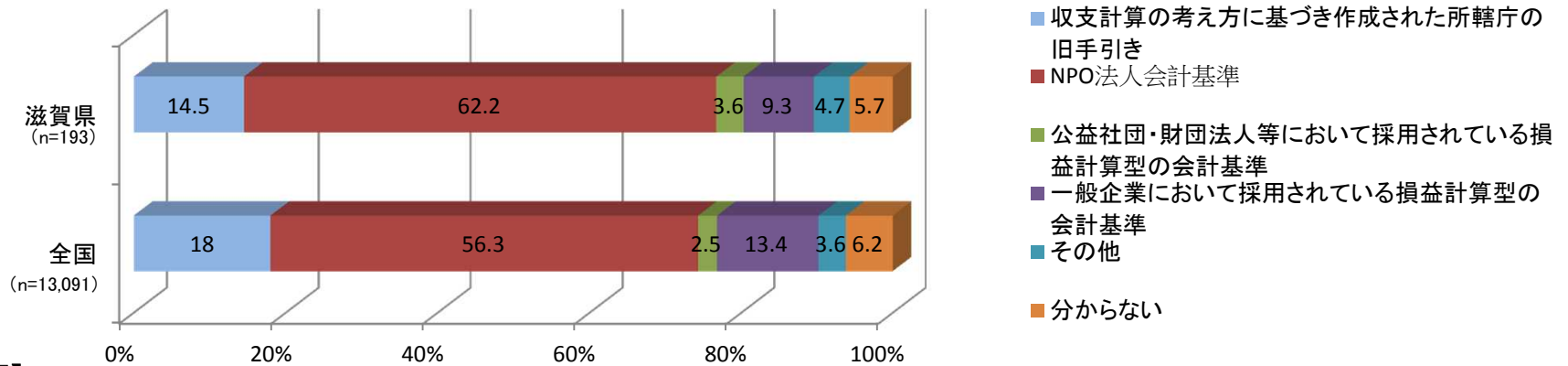
### 法人寄附合計件数



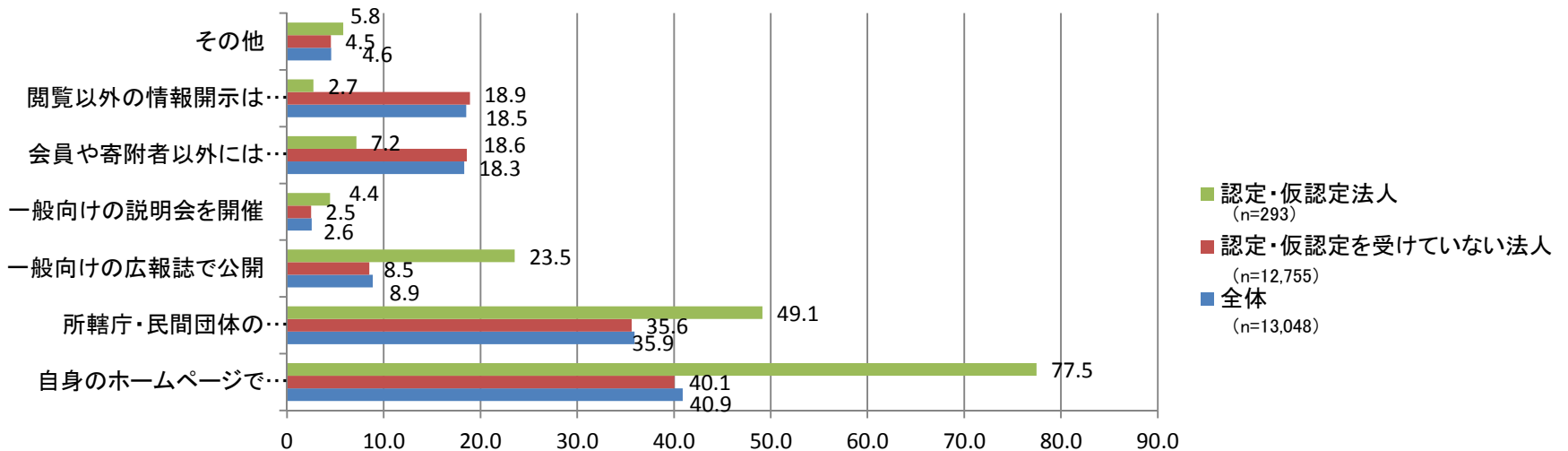
# 特定非営利活動法人の経理・情報開示の状況

ONPO法人会計基準を採用している法人の割合は62.2%、収支計算の考え方に基づく計算書を採用している法人の割合は14.5%となっている。また、自身のホームページで一般に公開している割合(全国数値)は、認定・仮認定法人(77.5%)が認定・仮認定を受けていない法人(40.1%)のほぼ2倍となっている。

## ○ 採用している会計基準等



## 【全国】

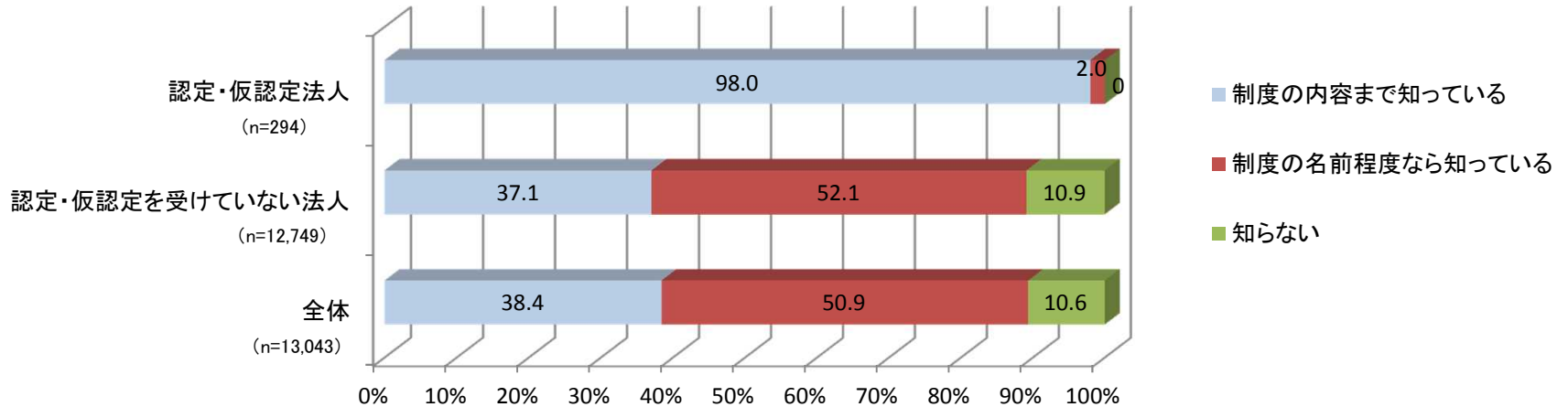


# 認定・仮認定制度の認識、利用意向

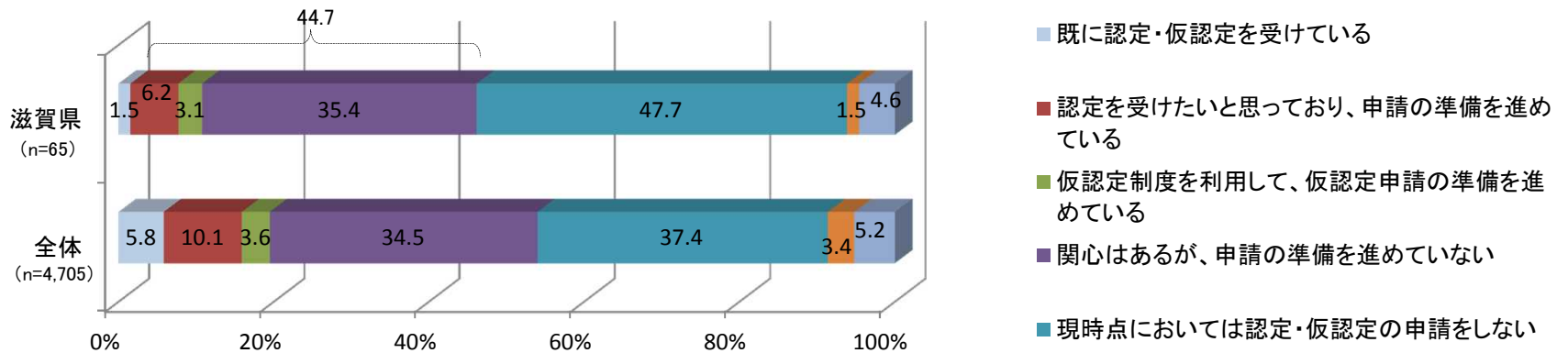
○全国(数値)で、認定・仮認定制度の内容まで知っている法人は、認定・仮認定法人では98.0%、認定・仮認定を受けていない法人では37.1%となっている。また、認定・仮認定申請準備中、関心がある法人は、制度の内容まで知っている法人の44.7%となっている。

## 【全国】

### ○ 認定・仮認定制度の認識



### ○ 認定・仮認定制度の利用意向



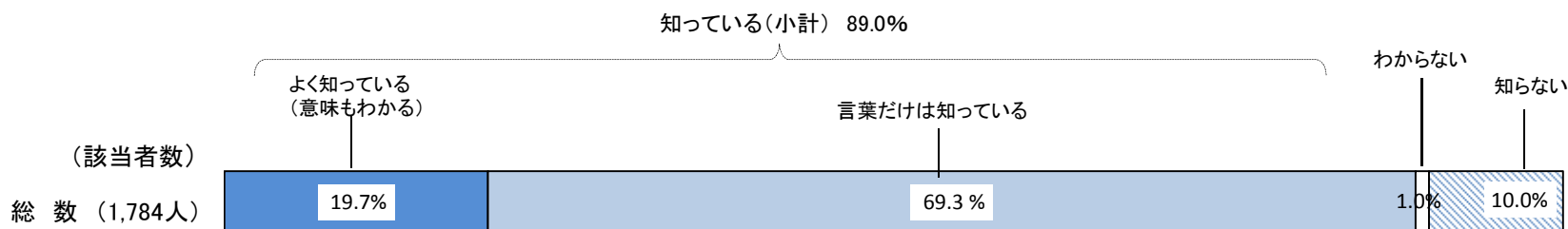
# 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要①

ONPO法人について「知っている」と回答した人が89.0%、「知らない」と回答した人が10.0%となっている。(特定非営利活動法人について「知っている」と回答した人は55.6%、「知らない」と回答した人は42.3%となっている。)

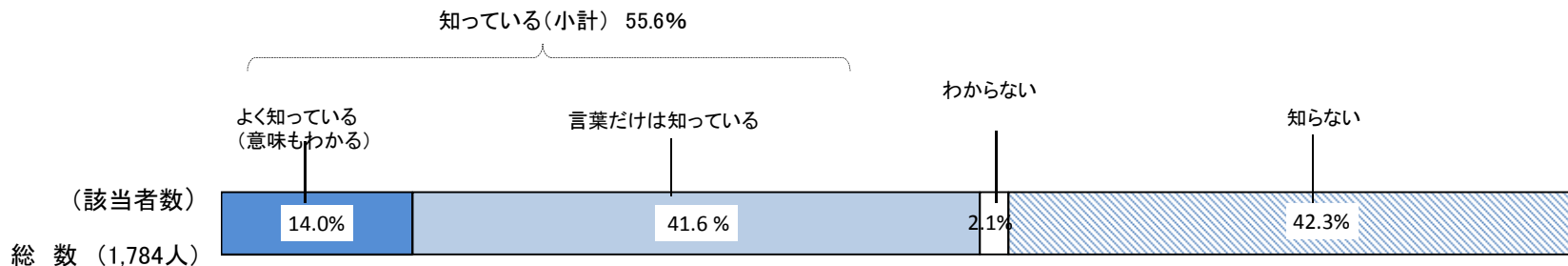
## ・ NPO法人(特定非営利活動法人)の周知度

【平成25年】

Q NPO法人について知っていますか。



Q 特定非営利活動法人について知っていますか。



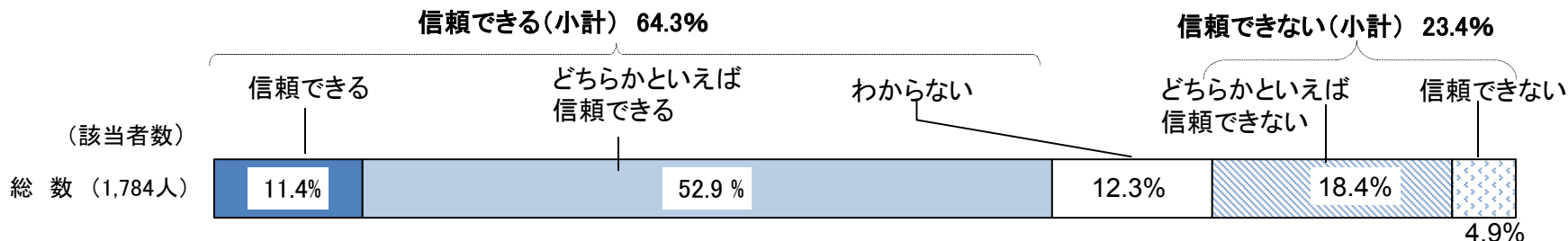
# 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要②

ONPO法人のことを信頼できると回答した人が平成25年度調査においては64.3%となっている。  
(平成17年度調査においては30.6%)

## ・ NPO法人に対する信頼

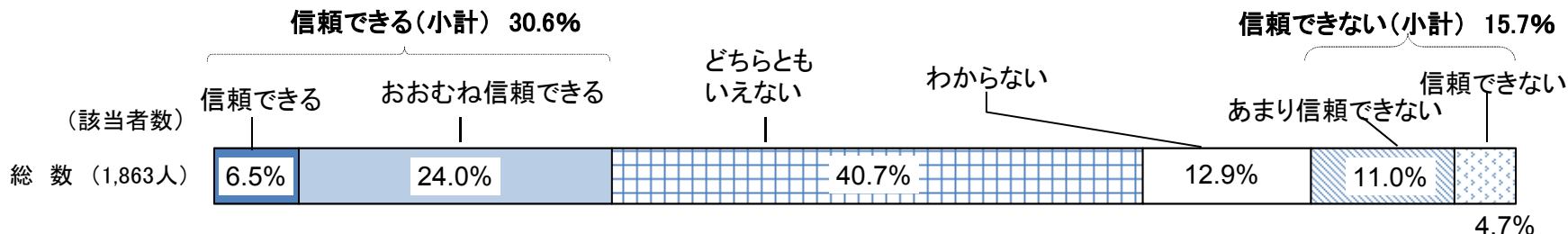
【平成25年】

Q NPO法人のことを信頼できますか。



【平成17年】

Q 「あなたは、NPO法人に信頼できる印象がありますか。それとも信頼できない印象がありますか。」



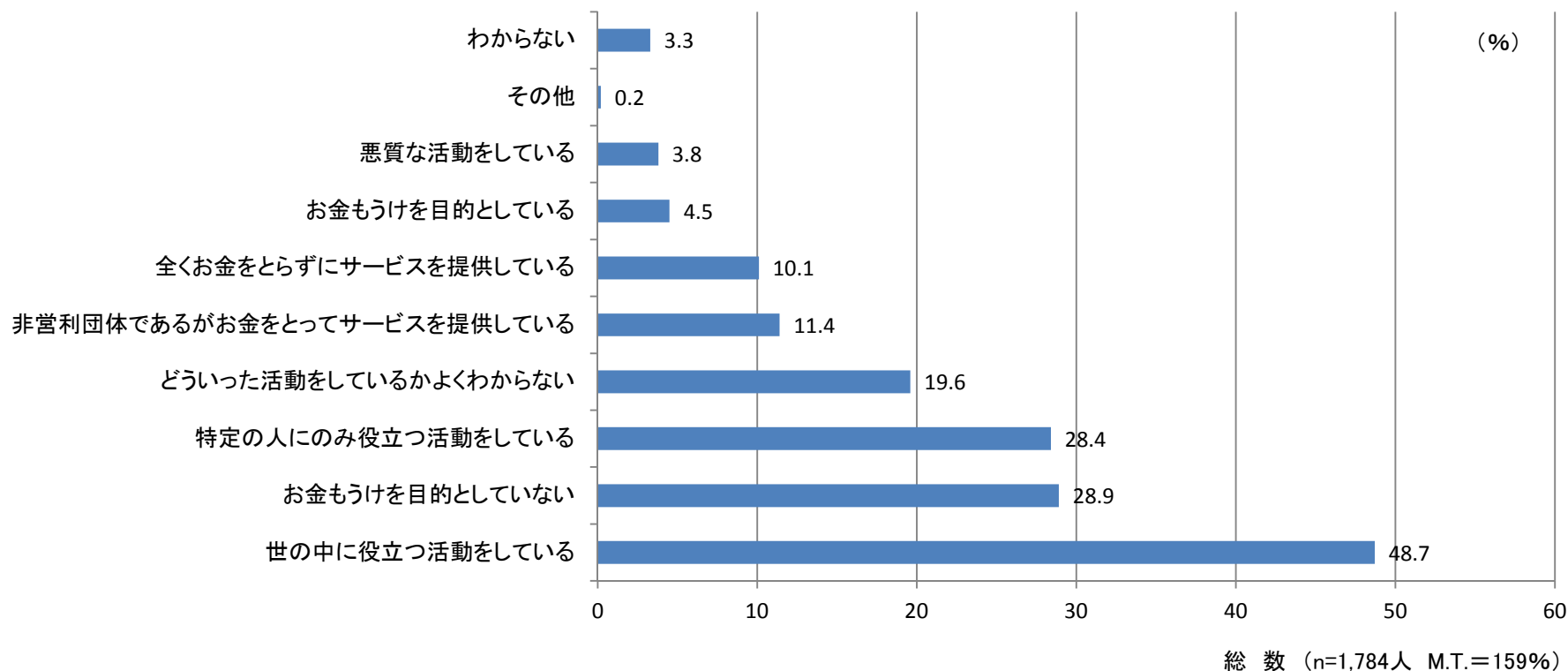
## 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要③

ONPO法人の活動のイメージとして、世の中に役立つ活動をしていると回答した人が48.7%と最も高くなっている。また、どういった活動をしているのかよくわからないと回答した人が19.6%となっている。

### ・ 活動のイメージ

【平成25年】

Q NPO法人の活動にどのようなイメージがありますか。〔複数回答〕



# 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要④

ONPO法人が行う活動に参加したいと思うと回答した人が17.5%、思わないと回答した人が71.6%となっている。活動に参加するNPO法人を選ぶ際に重視する点としては、「目的や活動内容が共感できる」と回答した人が72.5%となっている。

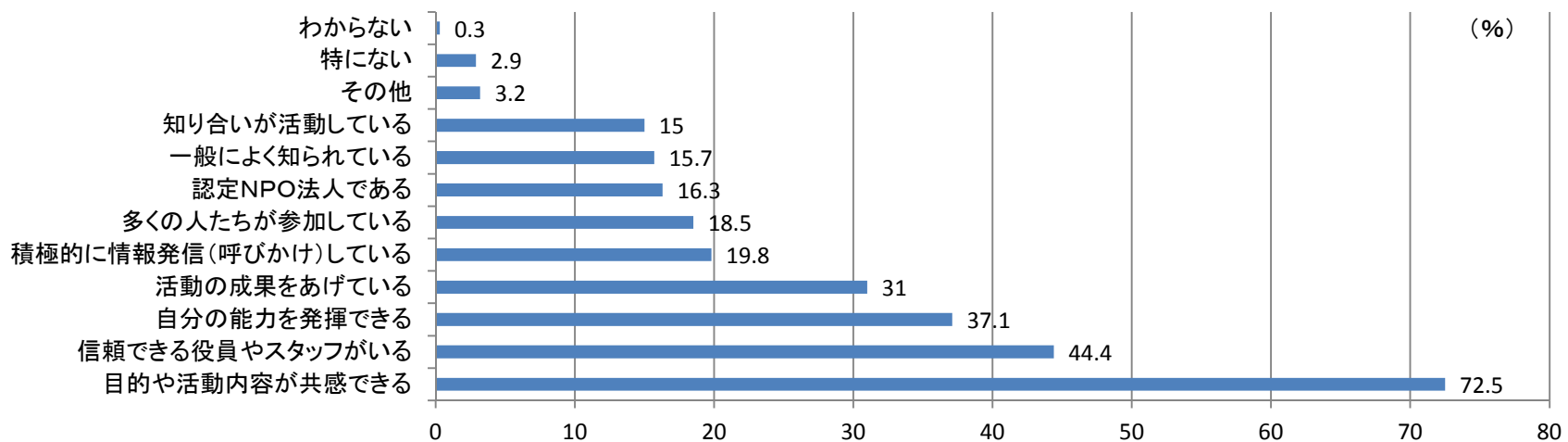
## ・ NPO法人の活動への参加意識

【平成25年】

Q NPO法人が行う活動に参加したいと思いますか。



Q どのような点を重視して、活動に参加するNPO法人を選びますか。【活動参加意向について、「思う」と答えた者に複数回答】

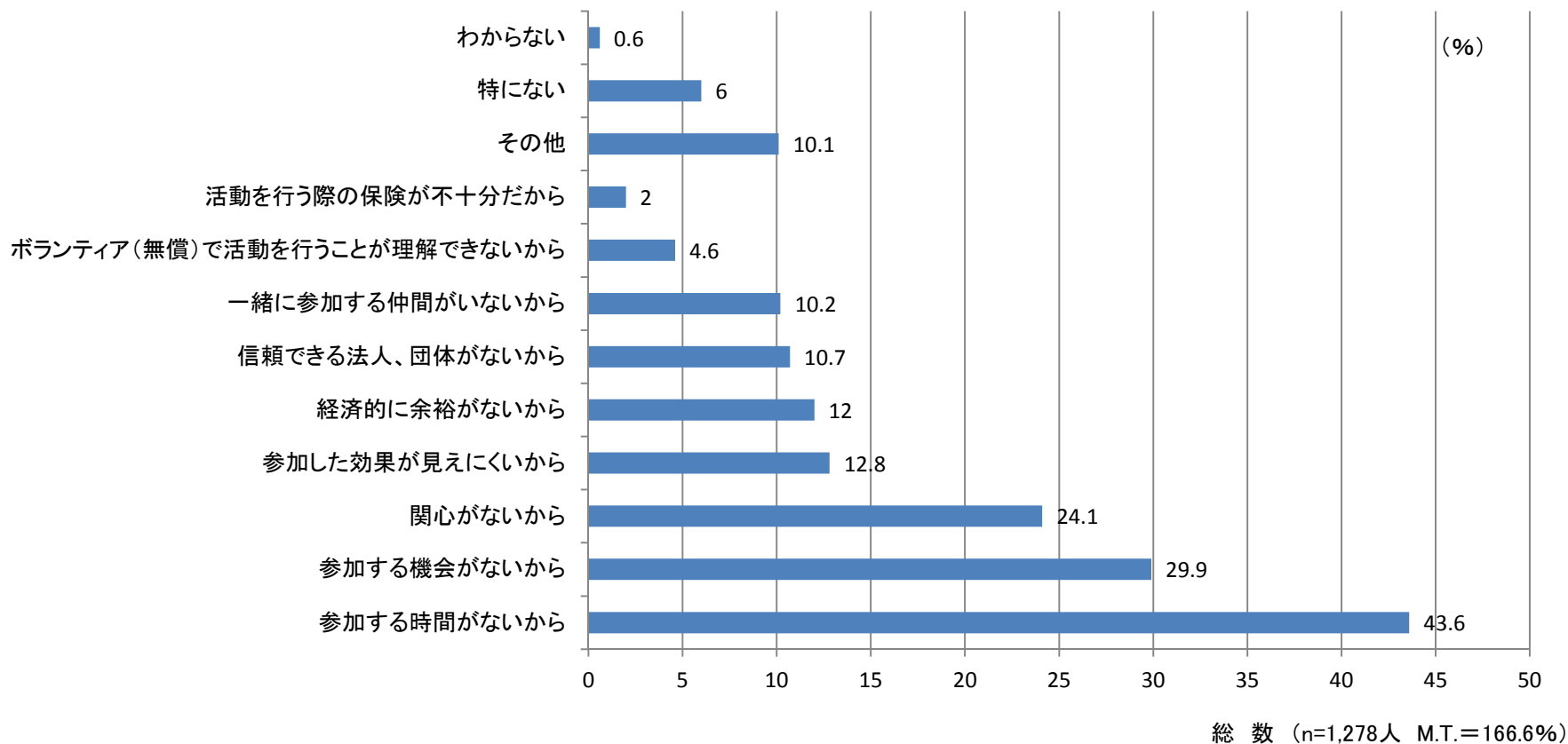


総数 (n=313人 M.T.=276.7%)

## 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑤

ONPO法人の活動に参加したいと思わない理由については、「参加する時間がないから」と回答した人が43.6%と最も高く、以下「参加する機会がないから」(29.9%)、「関心がないから」(24.1%)などの順となっている。

Q なぜNPO法人の活動に参加したいと思わないのですか。【活動参加意向について、「思わない」と答えた者に複数回答】





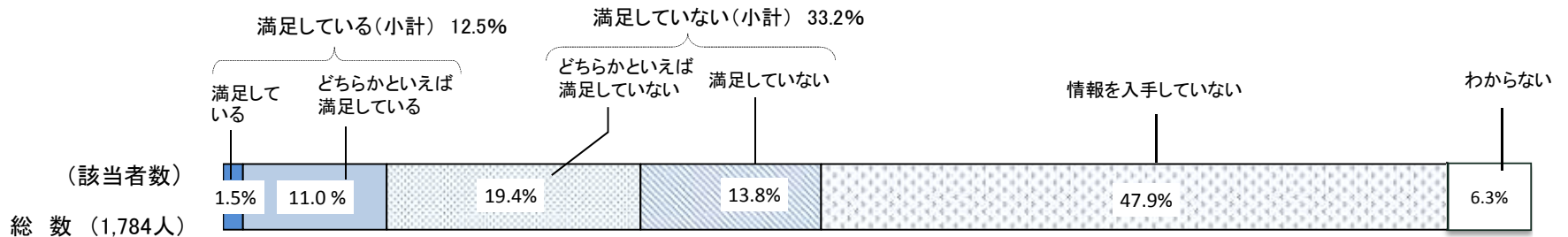
# 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑥

ONPO法人に関する情報の充実度について満足していると回答した人が12.5%、満足していないと回答した人が33.2%となっている。重要だと思うNPO法人の情報としては、活動の目的と回答した人が61.2%と最も高くなっている。

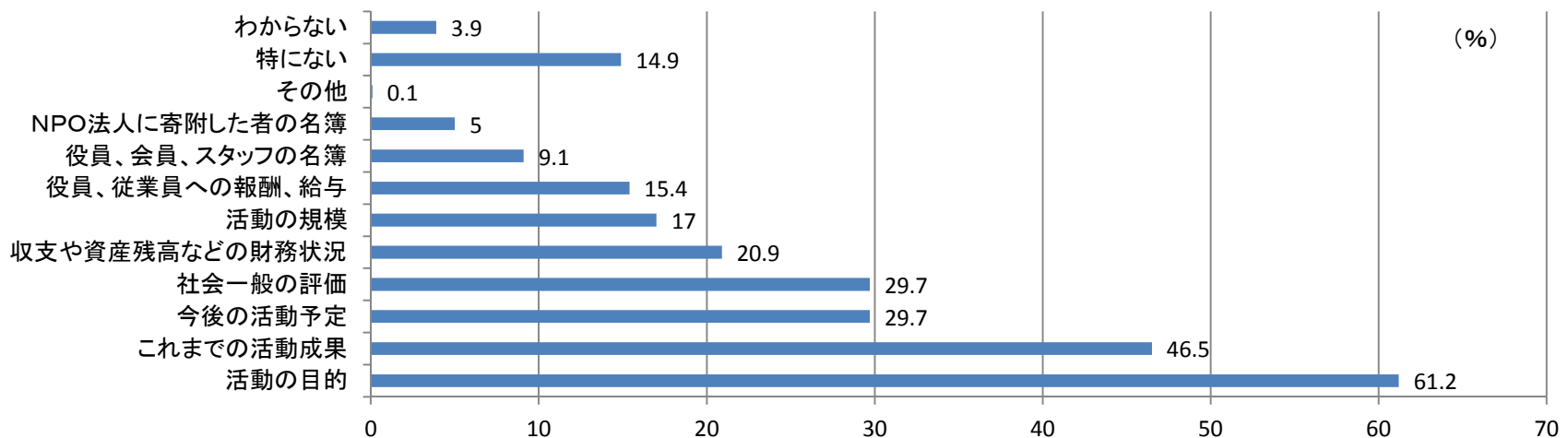
## ・ NPO法人の情報量に対する認識

【平成25年】

Q NPO法人に関する情報の充実度について満足していますか。



Q NPO法人に関する情報として、どのようなものが重要だと思いますか。【複数回答】



# 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑦

ONPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思うと回答した人が23.2%、思わないと回答した人が62.4%となっている。寄附をする際に重視する点としては、「目的や活動内容が共感できる」と回答した人が69.0%となっている。

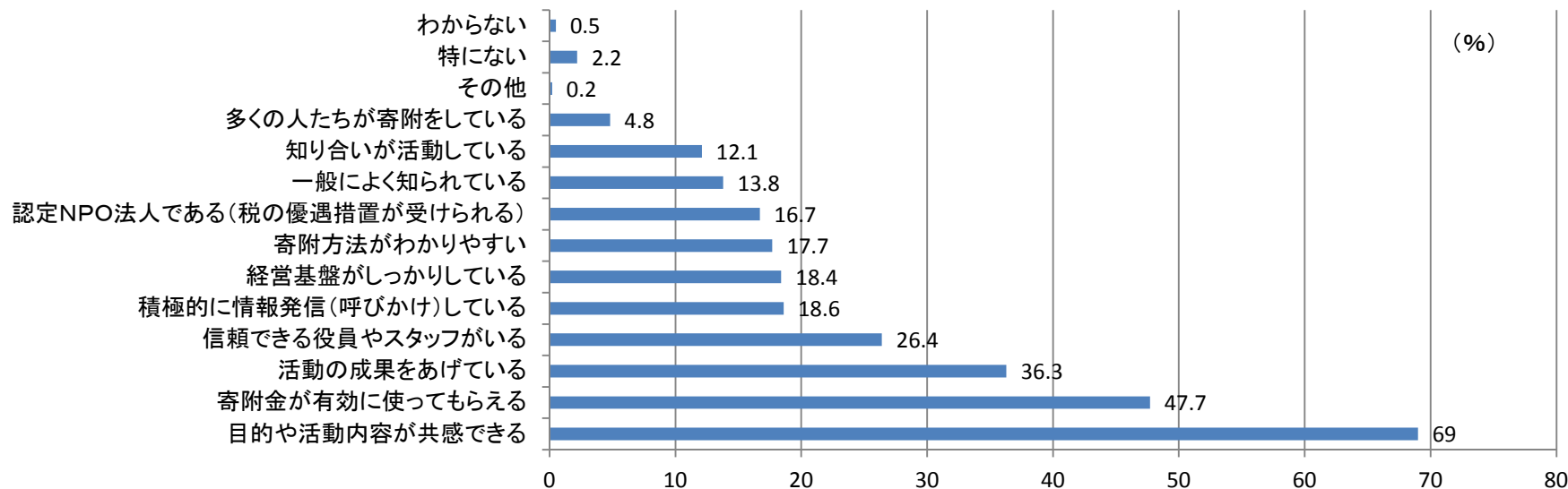
## ・ NPO法人に対する寄附意識

Q NPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思えますか。

【平成25年】



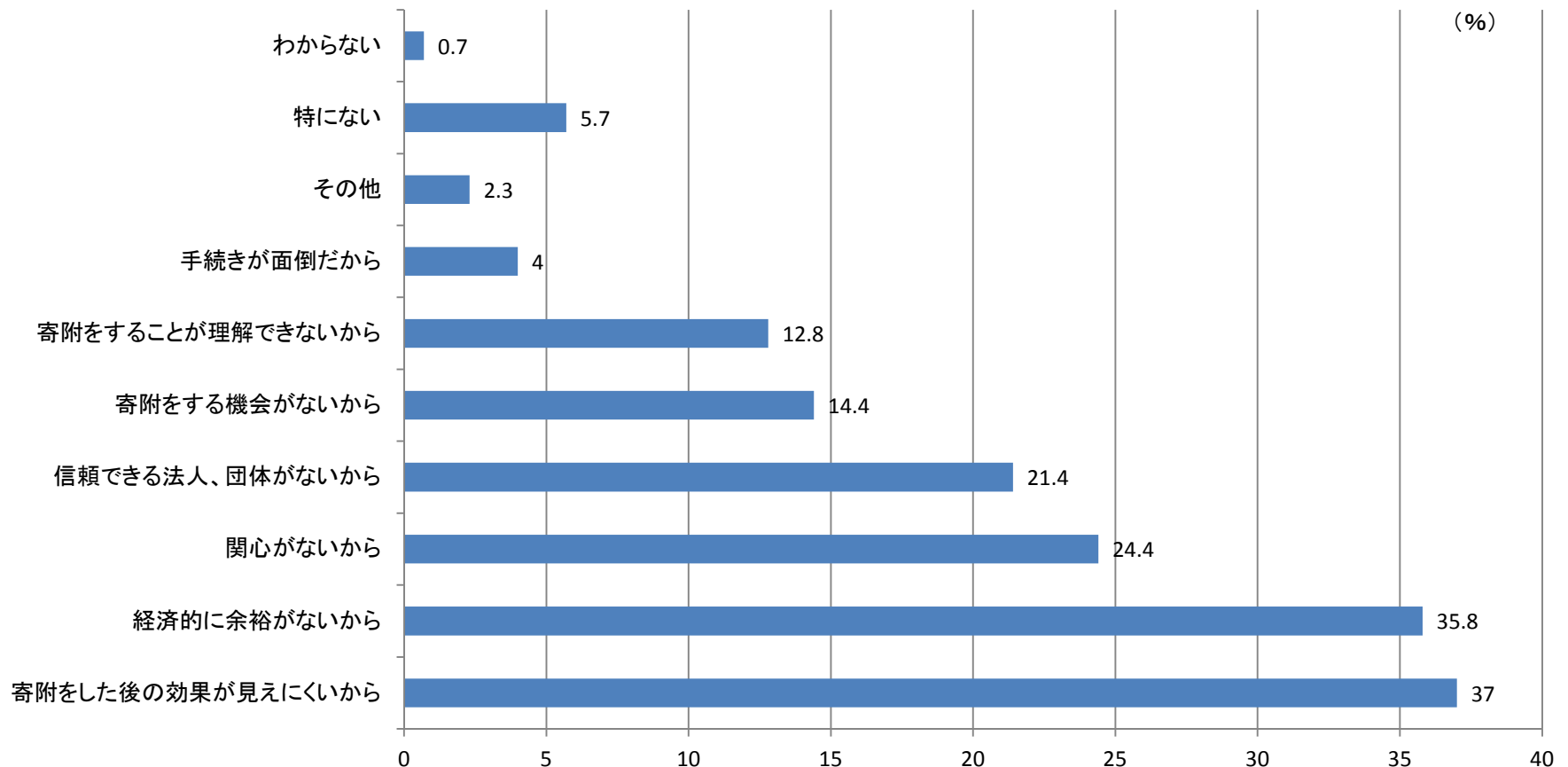
Q どのような点を重視して、寄附先を選びますか。【寄附意向について、「思う」と答えた者に複数回答】



## 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑧

ONPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思わない理由については、「寄附をした後の効果が見えにくいから」と回答した人が37.0%、「経済的に余裕がないから」と回答した人が35.8%と高く、以下「関心がないから」(24.4%)、「信頼できる法人、団体がないから」(21.4%)などの順となっている。

Q なぜNPO法人が行う活動に対して寄附をしたいと思わないのですか。【寄附意向について、「思わない」と答えた者に複数回答】



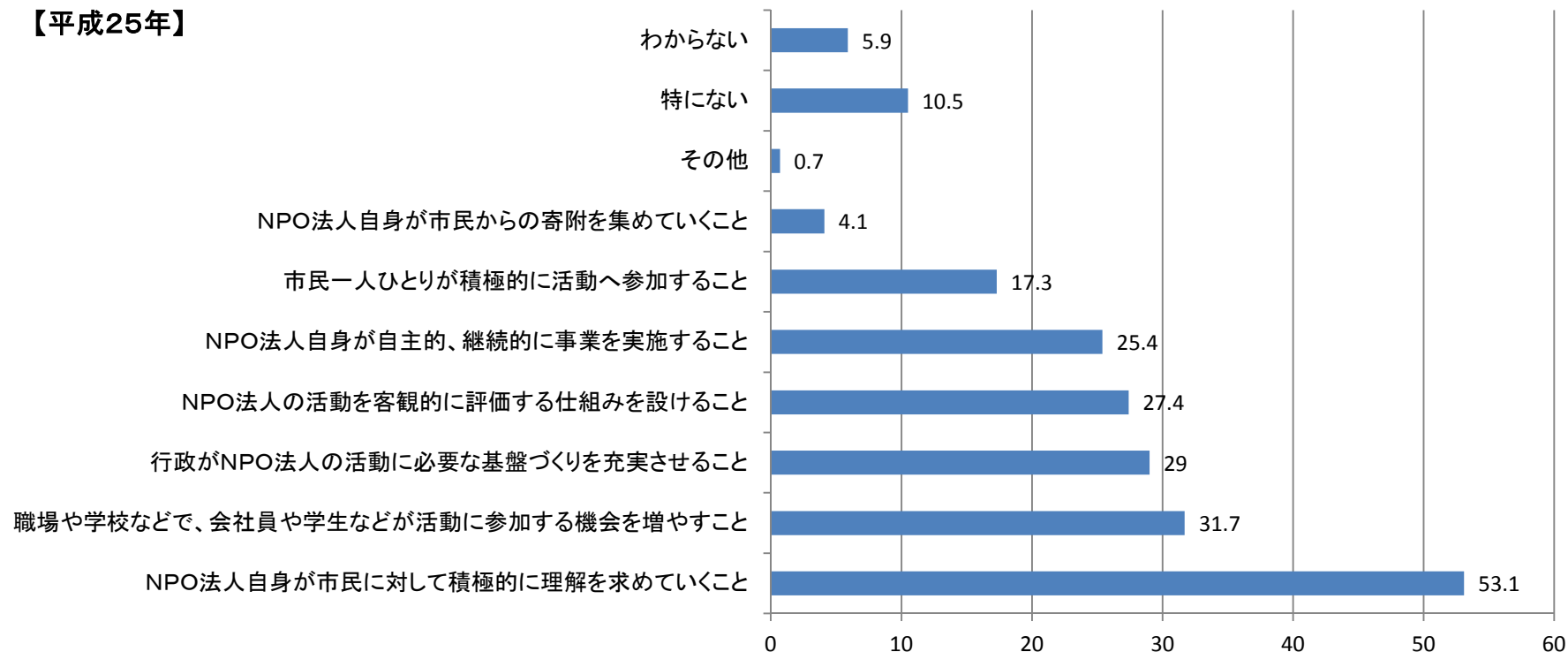
## 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑨

○NPO法人の活動が一層活発になるためにどのようなことが必要だと思うかについては、「NPO法人自身が市民に対して積極的に理解を求めていくこと」と回答した人が53.1%と最も高く、以下「職場や学校などで、会社員や学生などが活動に参加する機会を増やすこと」(31.7%)、「行政がNPO法人の活動に必要な基盤づくりを充実させること」(29.0%)、「NPO法人の活動を客観的に評価する仕組みを設けること」(27.4%)、「NPO法人自身が自主的、継続的に事業を実施すること」(25.4%)などの順となっている。

### ・ NPO法人の課題

Q NPO法人の活動が一層活発になるためには、どのようなことが必要だと思いますか。【複数回答】

【平成25年】



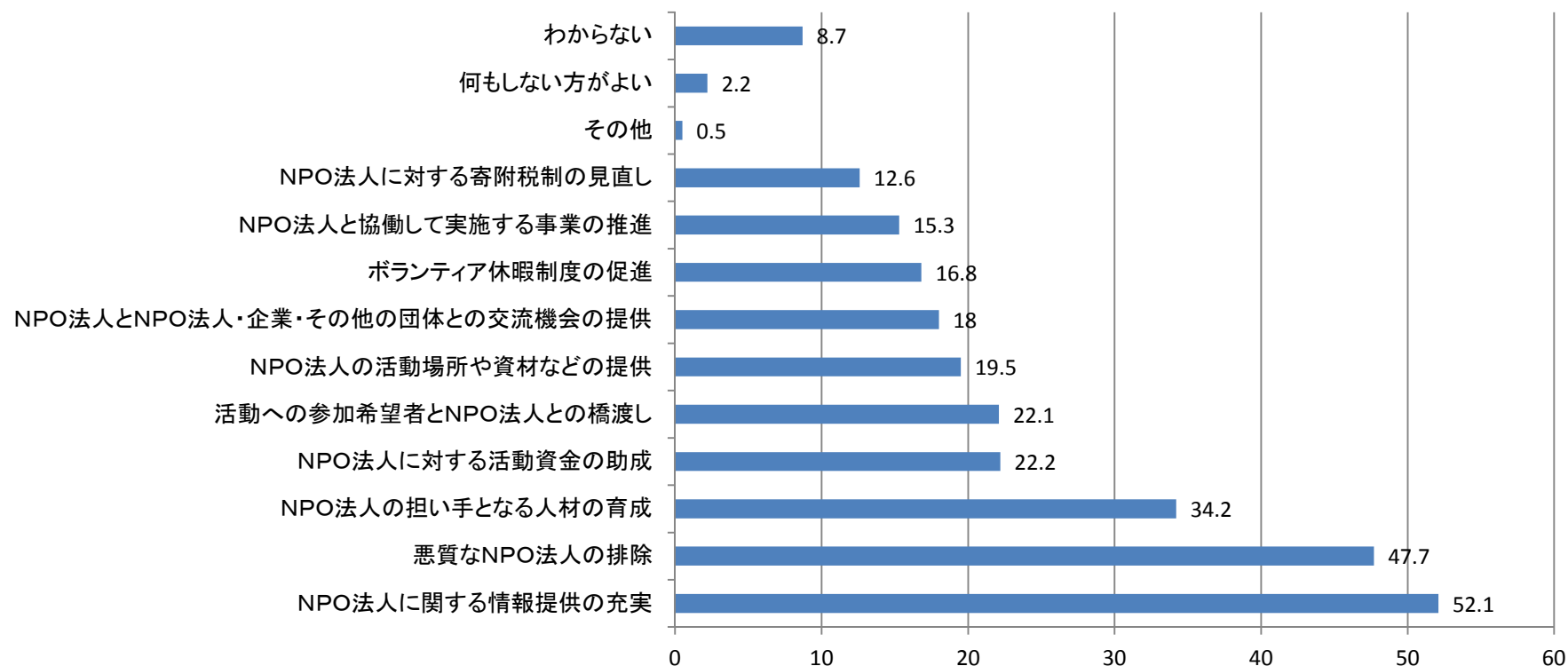
## 【参考】平成25年度「NPO法人に関する世論調査」(内閣府)の概要⑩

○NPO法人の活動が一層活発になるために、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思うかについては、「NPO法人に関する情報提供の充実」と回答した人が52.1%、「悪質なNPO法人の排除」と回答した人が47.7%と高く、以下「NPO法人の担い手となる人材の育成」(34.2%)などの順となっている。

### ・ 行政に対する要望

Q NPO法人の活動が一層活発になるために、国や地方公共団体はどのような施策に重点を置くべきだと思いますか。【複数回答】

【平成25年】



- ## 2. 信頼性向上のための取組について
- 認定、仮認定、条例個別指定制度について
  - 情報開示の充実について
  - 事業報告書等が未提出の法人に対する督促および設立認証の取消しについて

# 認定、仮認定、条例個別指定制度について①

## 認定(仮認定)制度とは

NPO法人のうち一定の要件を満たすものとして所轄庁の認定を受けたNPO法人は、認定NPO法人になります。認定NPO法人になると税制上の優遇措置を受けることができます。

寄附が受けられないと基準がクリアできない。

### 認定の基準

- ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること。(※仮認定NPO法人は除く。)
  - ・ 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること。(相対値)
  - ・ 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること。(絶対値)
  - ・ 事務所所在地の自治体の条例で個別指定を受けていること。
- ② 事業活動において共益的な活動の占める割合が50%未満であること。
- ③ 運営組織及び経理が適切であること。
- ④ 事業活動の内容が適正であること。
- ⑤ 情報公開を適切に行っていること。
- ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。
- ⑦ 法令違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑧ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

いずれかでも可

※ 仮認定とは、設立後5年以内のNPO法人のスタートアップ支援のため設けられたもので、認定制度(基準)の中の①パブリック・サポート・テスト(PST)が免除されます。(1回限りで、有効期間は3年間)  
なお、平成27年3月31日までは、設立後5年を超えたNPO法人も仮認定を受けることができます。

# 認定、仮認定、条例個別指定制度について②

## 条例個別指定制度とは

NPO法人の事務所が所在する自治体の条例において、個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定するものです。

条例の個別指定を受けると認定の基準のうちの「①PST要件」を満たしたものとされます。

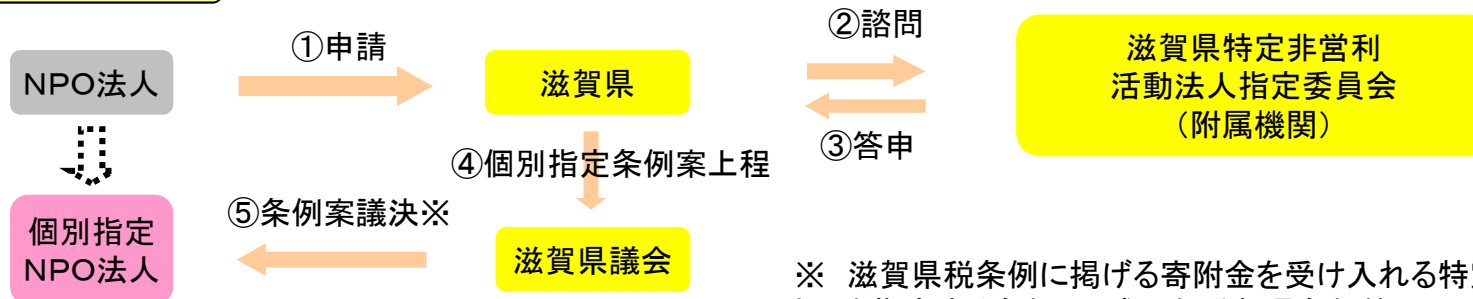
### 指定の基準

「滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の指定の基準および手続を定める条例」（平成25年滋賀県条例第25号）※平成25年4月1日施行

地域住民の福祉の増進に寄与する活動を行うNPO法人であると認められること。

- ① 次の要件を満たしていること。
  - ・ 県内で活動するNPO法人であること。
  - ・ 特定非営利活動に係る事業が地域の課題の解決に資するものであること。
  - ・ 定款に記載された目的に適った特定非営利活動に係る事業の実績があるとともに、その継続が見込まれること。
  - ・ 法人以外の者から支持されている実績があること。
- ②～⑧ 認定制度とほぼ同様の基準を満たしていること。

### 指定方法



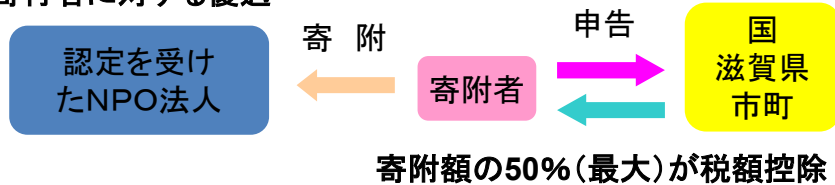
※ 滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)



# 認定、仮認定、条例個別指定制度について③

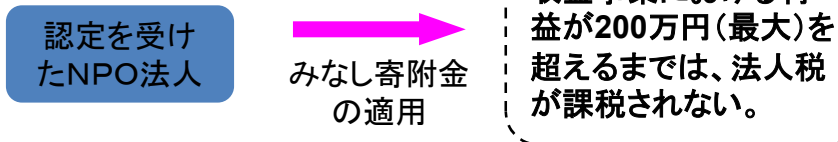
## 認定（仮認定）を受けると

### ・寄付者に対する優遇



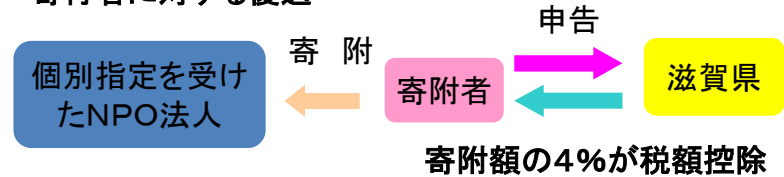
例えば、10,000円を寄附すると、  
 $10,000円 - 2,000円（基礎控除） \times 50\%（所得税40\%、県民税4\%、市町民税6\%） = 4,000円（税額控除）$   
所得税・個人住民税について、4,000円の税額控除を受けられる！

### ・認定を受けた法人に対する優遇 （仮認定は適用なし）



## 個別指定を受けると

### ・寄付者に対する優遇



例えば、10,000円を寄附すると、  
 $10,000円 - 2,000円（基礎控除） \times 4\%（県民税） = 320円（税額控除）$   
個人県民税について、320円の税額控除を受けられる！

認定、仮認定、条例個別指定を受けると！

認定NPO法人等においては、事業報告書等の備置き義務等を負うとともに、税制上の優遇措置を受けることから、資金に関する書類の備置きが併せて義務付けられ、より透明性の高い情報開示が求められます。

法人の社会的信用力、知名度が高まることが期待できます。

# 県内の認定、仮認定、条例個別指定の状況について

○本県の認定NPO法人数(現在数)は、9法人となっている。

所轄庁(都道府県・指定都市)別の認定NPO法人数では、東京都、横浜市、神奈川県、埼玉県・千葉県、大阪市に次いで全国第7位となっており、所管法人に占める認定NPO法人の割合(構成比)は1.52%で、全国第1位となっている。(全国平均 0.55%)

## NPO法人の認定(仮認定)・条例個別指定

○県内の認定NPO法人(敬称略)

No.	法人名	所在地	代表者	PST基準			有効期間
				相対値	絶対値	条例指定	
						自治体名	
1	(特非)しがNPOセンター	近江八幡市	阿部 圭宏	○			平成25年9月11日～平成30年9月10日
2	NPO法人TSC	高島市	北川 伊久男		○		平成25年10月15日～平成30年10月14日
3	(特非)びわ湖トラスト	大津市	山田 能裕	○			平成25年11月6日～平成30年11月5日
4	(特非)サタデーピア	彦根市	上ノ山 眞佐子	○			平成25年12月11日～平成30年12月10日
5	(特非)あさがお	大津市	竹下 育男			○ 滋賀県	(仮認定)平成25年9月11日 平成26年1月15日～平成31年1月14日
6	(特非)NPOぼぼハウス	彦根市	山脇 吟子		○		平成26年2月27日～平成31年2月26日
7	(特非)びわこ豊穡の郷	守山市	長尾 是史	○			平成26年2月27日～平成31年2月26日
8	(特非)滋賀医療人育成協力機構	大津市	吉川 隆一		○		平成26年3月13日～平成31年3月12日
9	(特非)おうみ犯罪被害者支援センター	大津市	河村 憲司	○			平成26年3月13日～平成31年3月12日

## 所轄庁別認定NPO法人数等の状況(所轄庁認定)

(平成26年3月31日現在)

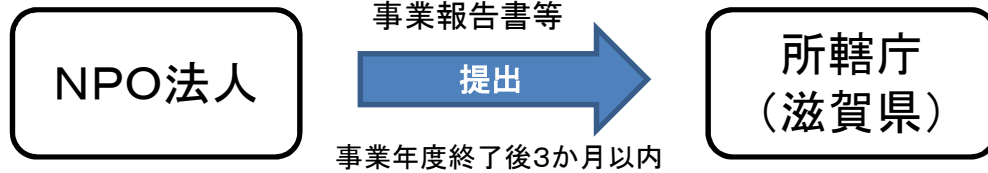
所轄庁	認定法人数	所管法人数	構成比
北海道	5	1,133	0.44%
青森県	1	371	0.27%
岩手県	4	453	0.88%
宮城県	2	354	0.56%
秋田県	0	337	0.00%
山形県	4	399	1.00%
福島県	7	786	0.89%
茨城県	5	731	0.68%
栃木県	7	576	1.22%
群馬県	4	803	0.50%
埼玉県	11	1,608	0.68%
千葉県	11	1,569	0.70%
東京都	64	9,360	0.68%
神奈川県	14	1,391	1.01%
新潟県	0	412	0.00%
富山県	1	348	0.29%
石川県	2	350	0.57%
福井県	0	252	0.00%
山梨県	2	424	0.47%
長野県	1	953	0.10%
岐阜県	5	751	0.67%
静岡県	0	671	0.00%
愛知県	5	1,026	0.49%
三重県	3	663	0.45%

所轄庁	認定法人数	所管法人数	構成比
<b>滋賀県</b>	<b>9</b>	<b>591</b>	<b>1.52%</b>
京都府	4	512	0.78%
大阪府	2	1,663	0.12%
兵庫県	6	1,299	0.46%
奈良県	0	507	0.00%
和歌山県	0	370	0.00%
鳥取県	0	249	0.00%
島根県	4	274	1.46%
岡山県	1	428	0.23%
広島県	1	456	0.22%
山口県	1	417	0.24%
徳島県	1	327	0.31%
香川県	0	337	0.00%
愛媛県	2	427	0.47%
高知県	4	313	1.28%
福岡県	0	809	0.00%
佐賀県	3	355	0.85%
長崎県	1	457	0.22%
熊本県	0	386	0.00%
大分県	1	495	0.20%
宮崎県	0	408	0.00%
鹿児島県	0	853	0.00%
沖縄県	1	602	0.17%
都道府県計	199	38,256	0.52%

所轄庁	認定法人数	所管法人数	構成比
札幌市	7	887	0.79%
仙台市	3	419	0.72%
さいたま市	4	383	1.04%
千葉市	1	355	0.28%
横浜市	16	1,388	1.15%
川崎市	3	336	0.89%
相模原市	4	191	2.09%
新潟市	1	235	0.43%
静岡市	1	300	0.33%
浜松市	1	232	0.43%
名古屋市	4	776	0.52%
京都市	5	800	0.63%
大阪市	10	1,521	0.66%
堺市	0	248	0.00%
神戸市	3	720	0.42%
岡山市	4	310	1.29%
広島市	0	384	0.00%
北九州市	1	278	0.36%
福岡市	2	643	0.31%
熊本市	0	330	0.00%
指定都市計	70	10,736	0.65%
全国計	269	48,992	0.55%

# 情報開示の充実について

## ・事業報告書等の公開



・ 滋賀県庁(県民活動生活課)において、3年間、閲覧および謄写が可能。(法第30条)

※ 平成25年度 47件(207法人(累計))の請求あり

・ NPO法人ポータルサイト(内閣府)に事業報告書等(役員名簿、社員のうち10人以上の者の名簿を除く。)を掲載

※ 所轄庁では、速やかに掲載するように努めている。

(参考)NPO法人ポータルサイト(内閣府)

全国特定非営利活動法人情報の検索 - Windows Internet Explorer

https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite.html

ファイル(F) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルプ(H)

お気に入り 全国特定非営利活動法人情報の検索

ホーム(M) フォント(D) 印刷(R) ページ(P) ツール(O)

民福祉社会」の実現に寄与することを目的とする。

活動分野

<input checked="" type="checkbox"/> 保健・医療・福祉	<input type="checkbox"/> 社会教育	<input checked="" type="checkbox"/> まちづくり
<input type="checkbox"/> 観光	<input type="checkbox"/> 農山漁村・中山間地域	<input type="checkbox"/> 学術・文化・芸術・スポーツ
<input type="checkbox"/> 環境の保全	<input type="checkbox"/> 災害救援	<input type="checkbox"/> 地域安全
<input type="checkbox"/> 人権・平和	<input type="checkbox"/> 国際協力	<input checked="" type="checkbox"/> 男女共同参画社会
<input checked="" type="checkbox"/> 子どもの健全育成	<input type="checkbox"/> 情報化社会	<input type="checkbox"/> 科学技術の振興
<input type="checkbox"/> 経済活動の活性化	<input type="checkbox"/> 職業能力・雇用機会	<input type="checkbox"/> 消費者の保護
<input type="checkbox"/> 連絡・助言・援助	<input type="checkbox"/> 条例指定	

認定

認定 仮認定  認定  仮認定  旧制度(国税庁)による認定  認定の更新中  
PST基準  相対値基準  絶対値基準  条例指定 ( )

認定開始日: 認定満了日: 認定取消日:  
仮認定年月日: 仮認定満了日: 仮認定取消日:

閲覧書類

	事業報告書	活動計算書	貸借対照表	財産目録
平成22年度	○	-	-	-
平成23年度	○	-	-	-
平成24年度	○	-	-	-

閲覧書類の一括ダウンロード (ZIP形式)

※ 事業報告書の欄に、活動計算書等が一括して掲載されている場合があります。

監督情報

解散情報

解散年月日:  
解散理由:

## (参考)NPO法人ポータルサイト(内閣府)の利用について

NPO法人ポータルサイト(内閣府)では、法人の活動内容や財務情報等を法人自身で発信できるようになっています。  
法人の情報発信のツールとしてご利用ください。

The screenshot shows the homepage of the NPO Portal Site (Cabinet Office) in Internet Explorer. The browser address bar shows the URL: [https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite/portallogin\\_annai.html#top](https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite/portallogin_annai.html#top). The page title is "特定非営利活動法人のみなさまへ～NPO法人ポータルサイトで法人情報が登録できるようになりました - Windows Internet Explorer".

The main content area features the title "NPO法人ポータルサイト" and the subtitle "全国のNPO法人や寄附金控除の対象法人情報が簡単に探せます". A magnifying glass graphic highlights the "NPO" text. The page includes a search bar with the text "キーワード" and a "検索" button. The navigation menu includes links for "NPOのイロハ", "NPO法人ポータルサイト", "活動事例集", "寄附を行う", "関連施策", "Q & A", and "法律・制度改正".

The page content includes a search box with the text "全国特定非営利活動法人の検索" and a list of services:

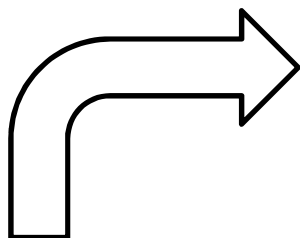
- NPO法人ポータルサイト
- 全国特定非営利活動法人の検索
- 認定・仮認定NPO法人一覧
- NPO法人の申請受理数・認証数
- 監視・監督情報

The footer of the page includes the text "平成24年4月よりNPO法人ポータルサイトをリニューアルいたしました。" and "新たなNPO法人ポータルサイトでは、特定非営利活動法人の皆さんが法人の活動内容や、財務情報等をご自身で発信できるよう".

# 事業報告書等が未提出の法人に対する督促および設立認証の取消しについて①

(参考) 事業報告書等を提出しない NPO 法人に対する対応フロー

※ 右図はあくまでも標準的な例であり、督促を行う法人数、法人の状況等により変更することがあります。

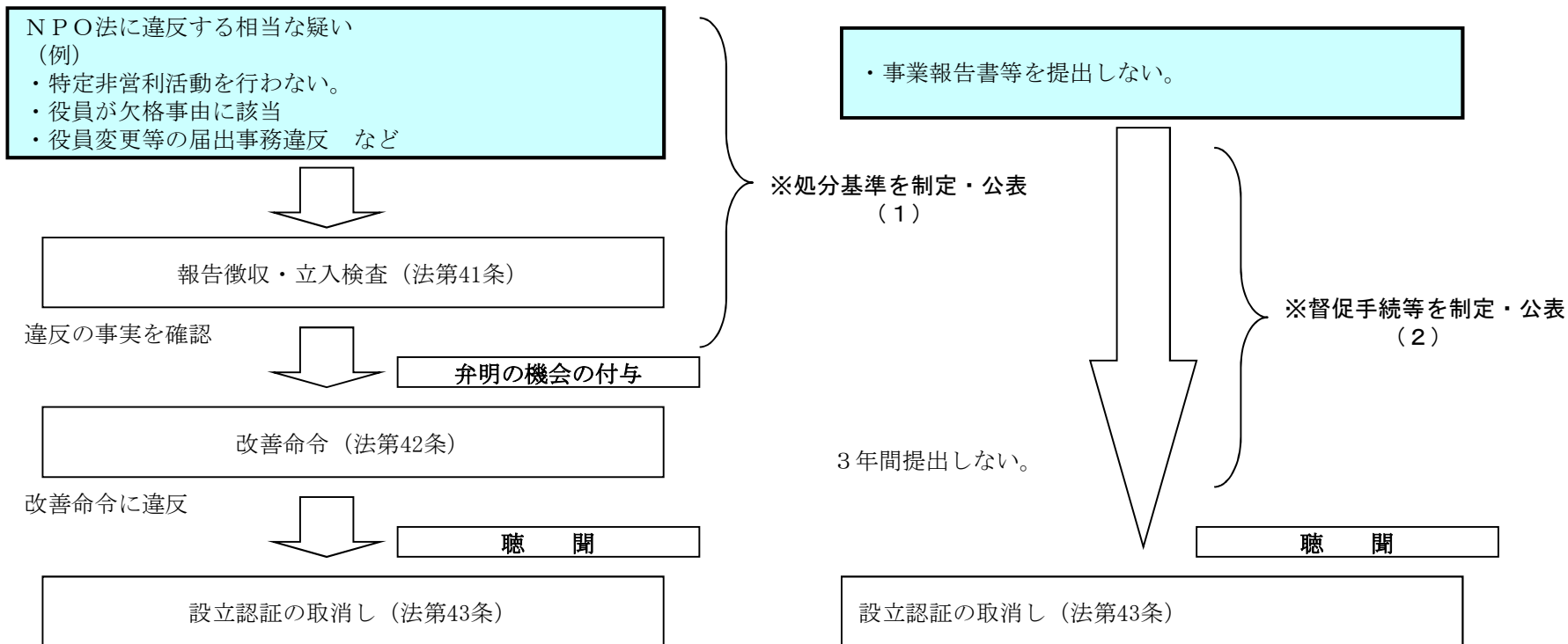


事業報告書等が未提出の法人に対して、事業報告書等の提出を促すことを目的としているので、期限までにどうしても提出できない特別の事情がある場合は、所轄庁までご相談ください。

期日	参考例	NPO 法人	所轄庁	地方裁判所
事業年度終了 ↓ 3か月以内	3月31日	事業報告書等	未提出	
【提出期限】	6月末	提出なし		
期限から 2月経過	9月上旬		督促書 (法人あて)	
督促書の送付から 3月経過	12月上旬		催告書 (再督促書) (法人の役員あて)	
期限から 6月経過 (予定)	1月上旬		過料事件通知	過料事件通知 (地方裁判所あて)
※ 過去3年間、事業報告書等の提出がない場合は、設立認証の取消を行う。			法人名等を県のHPで公開	

# 事業報告書等が未提出の法人に対する督促および設立認証の取消しについて②

## NPO法人の認証取消処分に至るまでの流れ



- (1) 滋賀県特定非営利活動促進法に基づく処分に関する事務処理要綱  
(2) 事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人への督促等に関する取扱要領

※ 平成25年7月24日施行



# 事業報告書等が未提出の法人に対する督促および設立認証の取消しについて③

## 事業報告書等が未提出の法人（※平成25年度から督促を統一的に実施）

区 分	平成24年度末	平成26年5月26日現在
法 人 数	152	52
うち3年以上未提出(注)	85	10

(注)3年以上事業報告書等を提出しない場合は、設立認証の取消し事由に該当する。

(参考)平成25年度に設立認証を取消した法人(23法人)

区分	取消事由	法人数
1	3年以上にわたって事業報告書等を一切提出していないことを理由に設立認証を取消した法人	12
2	改善命令(特定非営利活動を行っていないなど)に違反したため設立の認証を取消した法人	5
3	設立の認証後、6か月を経過しても、設立の登記をしていないことを理由に設立認証を取消した法人	6

- 事業報告書等はNPO法人の活動内容を広く一般市民に情報公開するために非常に重要な書類であり、当該事業報告書等が未提出の法人が多いことは、NPO法人(全体)の信頼性を低下させてしまう可能性がある。  
⇒ 所轄庁では、事業報告書等が未提出の法人に対する督促等を引き続き行っていく予定。

- 信頼を毀損するような活動を行っている疑いがある法人に対しては、所轄庁の監督(報告徴収・立入検査、改善命令、設立認証の取消し)を行使する予定。



NPO法人の信頼性を向上させる。



### 3. 認定・仮認定・条例個別指定申請 にかかると窓口相談の実施について

# 認定の基準について(よくある誤解)①

## ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること。

### 【相対値基準】

- ・ 総収入に占める寄附金収入の割合が5分の1以上であること。

### (原則)

実績判定期間(※)における

$$\text{寄附金等収入金額} \div \text{経常収入金額} \geq 1/5$$

※ 過去に認定を受けたことがない法人は直近の2事業年度

#### ◆ 「寄附金等収入金額」とは

寄附金等収入金額とは、受入寄附金総額から、次の①から③に掲げる金額を差し引いた金額になります。また、一定の要件を満たす場合には、④の社員の会費を寄附金等収入金額に含めることができます。

##### ① 一者当たり基準限度超過額

(注)同一の者からの寄附金の合計額のうち、受入寄附金総額の10%を超える部分をいいます。特定公益増進法人(公益社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人等)や認定NPO法人からの寄附金については、受入寄附金総額の50%を超える部分をいいます。

##### ② 1,000円未満の寄附金

##### ③ 寄附者の氏名・名称やその住所などが明らかでない寄附金

##### ④ 社員から受け入れた会費の合計額から共益的活動に係る部分の金額を控除した金額

#### ◆ 「経常収入金額」は

経常収入金額とは、活動計算書の総収入金額から、次の①から⑦に掲げる金額を差し引いた金額になります。

##### ① 国、地方公共団体等(以下、「国等」といいます)からの補助金、その他国等が反対給付を受けないで交付する金額

##### ② 国等からの委託事業費

##### ③ 法令に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている負担金額

##### ④ 資産売却による臨時収入金額

##### ⑤ 遺贈等による寄附金のうち一者あたりの基準限度超過額

##### ⑥ 1,000円未満の寄附金

##### ⑦ 寄附者の氏名・名称及びその住所が明らかでない寄附金

## 認定の基準について(よくある誤解)②

### ○ 受入寄附金総額について(絶対値基準の場合も同様)

- ・ 民間からの助成金は、一般的に寄附金に該当する場合が多い。
- ・ 受取寄附金は、実際に入金したときに収益計上する必要がある。

### ○ 社員(正会員)の会費(賛助会費を除く。)を寄附金等収入金額に含めることができる一定の要件について

- ・ 実績判定期間を通して社員が20人以上(役員およびその役員の親族等を除く。)となっている必要がある。

### ○ 一者当たり基準限度超過額について

- ・ 公益社団・財団法人、社会福祉法人、独立行政法人等の特定公益増進法人および認定NPO法人からの寄附金(助成金を含む。)については、受入寄附金総額の50%まで寄附金等収入金額に含めることが可能である。

### ○ 国等からの補助金・委託事業費について

- ・ 経常収入金額から控除する国等からの補助金、委託事業費とは、国等から、直接、NPO法人に対して交付される補助金、委託事業費である。

### ○ 法令に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている負担金額 について

- ・ 経常収入金額から控除する「法令に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている負担金額」とは、介護保険法、障害者総合支援法等の法令に基づく事業で、その対価を国または地方公共団体が負担することとされている金額である。(実際に国または地方公共団体から交付されている金額を控除する。)

# 認定の基準について(よくある誤解)③

## ① パブリック・サポート・テスト(PST)に適合すること。

### 【絶対値基準】

- ・ 3,000円以上の寄附金を100人以上から受けること。

※ 各事業年度の単位では100人未満となる年度があっても、実績期間において年平均100人以上であれば、本基準を満たすことになる。

### ○ 寄附者数のカウントの仕方について

- ・ 寄附者としてカウントできるのは、氏名・名称およびその住所が明らかな場合に限られる。

- ・ NPO法人の役員や役員と生計を一にする者は、寄附者としてカウントできない。

※ 役員からの寄附金かどうかは、寄附をしたときの現況で判断することになるため、例えば、事業年度末において役員であったとしても、寄附をしたときに役員でなければ、絶対値基準の計算上は、寄附者数に含めて差し支えない。

- ※ 生計を一にするかどうかの一義的な判断は、姓および住所が同一かどうかで判断して差し支えない。

- ・ 寄附者とその寄附者と生計を一にする者が寄附している場合には、両者を合算して1人としてカウントする必要がある。

※ 寄附者単位で見ると3,000円未満であっても、寄附者とその寄附者と生計を一にする者の寄附を合計すると3,000円以上となる場合は、絶対値基準における寄附者に含めることができ、寄附者の数については「1人」として数えることになる。

- ・ 寄附金の額が3,000円以上かどうかは、実績判定期間内の各事業年度ごとの合計額で判定することとなる。

※ 例えば、3月決算(実績判定期間が平成23年3月期、平成24年3月期の2事業年度とする)の法人が、寄附者Aさんから以下のように5回に分けて合計10,000円の寄附を受けた場合、平成23年3月期は合計8,000円の寄附金となり寄附者数に含めるが、平成24年3月期は合計2,000円の寄附金となり、寄附者数に含めないことになる。

#### 《寄附者Aさんからの寄附内訳》

事業年度	寄附年月	寄附金額	備考
平成23年3月期	平成22年5月	2,000円	合計8,000円 $\geq$ 3,000円 ⇒1人としてカウント
	平成22年8月	2,000円	
	平成22年10月	2,000円	
	平成23年2月	2,000円	
平成24年3月期	平成23年5月	2,000円	合計2,000円 $<$ 3,000円 ⇒1人としてカウントしない

## 認定の基準について(よくある誤解)④

### ③ 運営組織及び経理が適切であること。

「運営組織及び経理が適正であること」とは次の①から⑤に掲げる基準に適合していることをいう。

- ① ある役員とその役員の子親等(3親等以内)等の合計数が、役員総数の3分の1以下であること。
- ② 特定の法人の役員又は使用人とこれらの者の親族(3親等以内)等の合計数が、役員総数の3分の1以下であること。
- ③ 各社員の表決権が平等であること。
- ④ 公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等の帳簿・書類等を記録・保存していること。
- ⑤ 費途が不明な支出がないなどの不適正な経理を行っていないこと。

### ○ 特定の法人の役員とその使用人等の合計数が、NPO法人の役員総数の3分の1以下であること。

・ 実績判定期間において継続的に適合していることが求められるが、法人の責に帰することのできない理由で当該基準を満たさなくなった場合で、その後遅滞なく基準に適合する状態になった場合は、継続的に適合していると認められる。

⇒ 所轄庁にご相談ください。

### ○ 青色申告法人と同等の帳簿・書類等を記録・保存していること。

・ 「青色申告法人と同程度の帳簿書類等を記録・保存していること」の基準について、所轄庁では、認定申請後の実態調査において、

- ① 法人が作成した帳簿書類等を決められた期間保存しているか。
- ② 帳簿から領収書に遡ることができるか。

といったことを中心に確認している。

## 認定の基準について(よくある誤解)⑤

### ④ 事業活動の内容が適正であること。

「事業活動の内容が適正であること」とは、次の①から④に掲げる基準に適合していることをいう。

- ① 宗教活動、政治活動、選挙活動を行っていないこと。
- ② 役員、社員やその親族等に対し、特別の利益等を与えないこと。
- ③ 実績判定期間における事業費の総額のうち、特定非営利活動に係る事業費の割合が80%以上であること。
- ④ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること。

#### ○ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業に充てていること。

・ 受け取った寄附金の中には、法人の将来の特定非営利活動事業に充てるために集められたもの含まれるため、必ずしも受け取った寄附金の70%以上を費消している必要はありません。

⇒ 所轄庁にご相談ください。

### ⑥ 事業報告書等を所轄庁に提出していること。

#### ○ 事業報告書等が期限内に提出されていない場合

・ NPO法人制度では、法人による十分な情報公開が極めて重要な基本的理念とされており、認定に当たっては、情報公開の態勢が安定的に構築されていることが重要となる。「情報公開を適切に行っていること。」が認定の基準の一つとなっている。）

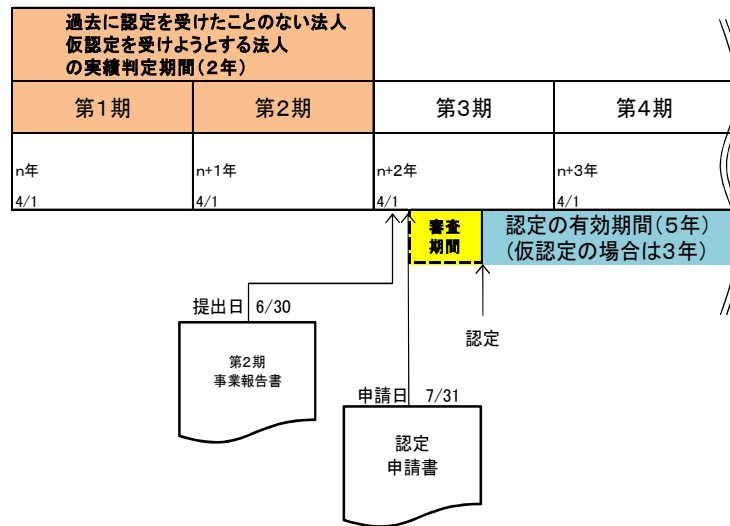
そのため、天災の影響など申請法人の責めに帰されない事情や特にやむを得ない事情により事業報告書等の提出遅延等があった場合、過去に事業報告書等の提出遅延があるが実績判定期間中に情報公開の態勢が構築されたと認められる場合を除き、事業報告書等が期限内に提出されていないときは、本基準を満たさないこととなります。

⇒ 事業報告書等は、必ず期限内に提出してください。

# 認定(仮認定)の申請は、いつからすることができるか。

認定または仮認定を受けるためには、申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していることが基準となっています。

例えば、事業年度の期間が1年である法人について、その設立初年度が1年に満たない期間となっている場合には、事業年度の期間が1年である第2期が終了し、第2期の事業年度の事業報告書等を所轄庁に提出していれば、認定または仮認定の申請をすることができます。



ただし、仮認定の申請は、

- ・ 仮認定の申請書を提出した日の前日において、その設立の日から5年を経過しない法人であること。(注)
- ・ 過去に認定または仮認定を受けたことがないこと。

が要件となる。

(注) 平成27年3月31日までの間に仮認定申請を行おうとするNPO法人については、法人の設立の日から5年を経過した法人であっても、仮認定の申請を行うことができる。

認定・仮認定・条例個別指定申請にかかる窓口相談をご利用ください。

滋賀県では、NPO法人が認定・仮認定・条例個別指定の申請を検討されている場合、当該手続が円滑に進められるよう申請に関する窓口相談を実施しています。

窓口相談は、原則として予約制で実施しますので、事前に電話、メールまたはFAXにて予約してください。

### 相談実施日程・場所

平日の10時00分～12時00分、14時00分～16時00分

※ 上記時間帯において、1法人あたり1時間程度を予定しています。

大津市京町四丁目1-1 滋賀県庁新館3階(滋賀県総合政策部県民活動生活課)

### 窓口相談の事前予約・お問い合わせ先

滋賀県総合政策部県民活動生活課 県民活動促進担当

電話:077-528-4633(直通)

F A X :077-528-4840

メール:[npo@pref.shiga.lg.jp](mailto:npo@pref.shiga.lg.jp)